

特集号

5 | 20

平成23年(2011)

北区ニュース

防災 特集号

東日本大震災により、被災された方々に、 心よりお見舞申し上げます。

復興へ向けての支援について、全力で邁進して参ります。

また、今回の震災で、区では震度5弱を記録しています。今後についても、東京湾北部を震源とする首都直下地震の発生が懸念されています。これは、30年以内に70%の確率で、マグニチュード7クラスの地震が起き、北区では震度6弱から震度6強の揺れが起こる地震と想定されています(地震調査研究推進本部調査による)。

今回の特集号では、地震などの災害が起きたときのための知識、区民の皆さんの備え、区の対策事業について改めてお知らせします。



岩手県宮古市の様子 ※北区防災センター職員撮影

東日本大震災により、被害を受けたお宅に区から 見舞金をお渡ししています

東日本大震災により、住んでいるお宅に大きな被害を受けた区民の方に、見舞金をお渡ししています。被害の程度については、「り災証明」を発行する際の調査の結果で確認しています。詳しくは、お問い合わせください。



この程度以上の被害の住家が対象です

☎先防災課防災普及係 ☎(3908) 8194

災害援護資金の貸付 について

住居が全壊もしくは半壊の認定又は家財の1/3以上の損害があった方は、国と東京都から災害援護資金の貸付を受けることができます。貸付金額や償還期間等についての詳しいことは、担当窓口までご連絡をください。受付期間6月30日まで。

☎防災課防災普及係 ☎(3908) 8194

・家の周りの点検
ブロック塀の補強、看板・エアコン室外機・植木などの落下防止を図り、ご近所の人や通行人にけがをさせないようにしましょう。

区民の皆さんでできる備え

災害が発生した場合、その規模が大きければ大きいほどに、行政機関も被災することになります。対応する行政職員が被災し、情報が入手できない状態となり、道路の損壊で移動が阻害されることが考えられます。また、通常よりも遙かに過密な業務が発生することで、行政機関の機能が、災害発生の直後は区内全域に及ばないということも、大いにあります。そのような想定の中では、「自分の身は自分で守る」という「自助」、そして「自分たちの地域は自分たちで守る」「隣近所で助けあう」という「共助」の考えが重要です。ここでは、区民の皆さんでできる備えについて、ご紹介いたします。

災害時要援護者世帯に家具転倒防止器具の 取り付けをします。

家庭での効果的な震災対策の1つに家具の転倒防止対策があります。

区では、高齢者など災害時要援護者のいる世帯で、家具の転倒防止器具の取り付けが家族だけでは困難な世帯に対し、無料で寝室・居間などの家具に器具を取り付けます。

☎区内在住で、次の①～③のいずれかに、あてはまる方
① 65歳(昭和22年4月1日以前生まれ)以上の方のみで構成される世帯
② 身体障害者手帳または愛の手帳を所持する方のある世帯
③ 未就学児のいるひとり親世帯
ただし平成17年度～22年度に本事業に

より取り付けした世帯を除く。

☎500世帯(先着順) ☎専用の申請書に記入押印のうえ、郵送またはファクスで9月30日(金)までに申請して下さい。

☎【申請書配布窓口】防災課(区役所第1庁舎2階14番)、防災センター(西ヶ原2-1-6)、各地域振興室、各区民事務所

☎☎〒114-8508(住所不要) 防災課防災計画係

☎(3908) 8184

FAX (3908) 4016

☎※詳しくは申請書・ホームページをご覧ください。

・家族会議

日頃から、避難場所、避難所、避難方法、家族・親戚への連絡方法を決めておきましょう。災害時にはNITの災害用伝言ダイヤル「171」が利用できます。また、携帯電話でも同様の伝言サービスを提供しています。



・家庭内備蓄

3日以上自宅で生活できる飲料水と食糧を蓄えましょう。また、カセット型コンロなどの調理器具もあると重宝します。特に赤ちゃんやおとしよりのいる家庭では忘れが



・消火器の設置

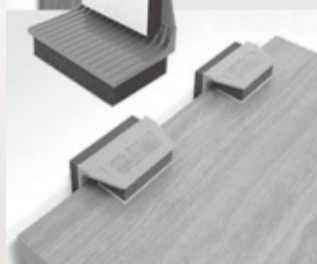
最も大切なことは、出火させないことです。もし出火したら消火器が有効です。小さな火でも一人で消そうとせず、大声で知らせ援助を求めましょう。ただし、天井まで燃え移るほどの炎が出た場合は、危険ですので避難することを優先しましょう。



・ご近所との協力体制

ひとりで消せない火災でも大勢で消せば、大規模火災を防ぐことができます。また、避難するときもおとしよりや障害のある方に声をかけ協力して避難しましょう。

ちなトイレも簡易なものを用意しておくくと便利です。それぞれに必要な物を考えて備える必要があります。



家具の転倒防止

「家具や柱を傷つけたくない」と考えている方、命とどちらが大切ですか。きちんと家具を固定しましょう。地震でのけがの原因は、家具類の転倒が大半です。

転倒防止器具は、お近くのホームセンターなどで購入することができますので、転倒防止に努めましょう。

また、器具の設置をすることが困難な、高齢者や障害のある方などのいる世帯については、家具転倒防止器具の取り付け事業を、行っています。詳しくは1面をご覧ください



一時集合場所(※1)、避難場所(※2)、避難所(※3)の確認

一時集合場所などについては、区が発行している北区防災地図で確認することができます。北区防災地図は、防災課(区役所第一庁舎2階14番)、防災センター(西ヶ原2-1-6)で配布しています。

防災課防災計画係
☎(3908) 8184

防災課防災普及係
☎(3908) 8194

また、それぞれの言葉の意味は次のとおりです。似た言葉ですが、それぞれ意味合いが異なります。

※1一時集合場所…発災後自主防災組織を中心に小集団をつくり、持ち寄った情報などに応じて救援活動や集団避難など効果的な行動をとるための集合場所です。公園や児童遊園などが一時集合場所として指定されています。



※2避難場所…大地震に伴って発生する市街地大震災から、身の安全を確保し、火勢の衰えを待つ場所です。これは、都が指定しています。

区では、14か所(豊島区の1カ所を含む)の避難場所が指定されています。火災が発生しなければ、また火災が大規模なものにならないければ、避難場所への避難は必要ありません。



※3避難所…大地震で、自宅が倒壊・焼失したり、倒壊する恐れがある場合に、一時的に生活を送る場所です。区立の小中学校が指定されています。

ご自宅に被害がないようであれば、基本的に避難所で生活する必要はありません。



なお、これらの文言をわかりやすいものにするについて検討を続けています

自主防災組織の活動への参加

自主防災組織とは、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という考えのもと、自主的に結成される組織で、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行っています。具体的には、防災訓練の実施、地域の災害危険の点検、消火設備の設置、防災用備蓄の購入、防災用資機材の習熟訓練、防災知識の普及活動などを行っています。

区では、174の自主防災組織が結成されています。地域を守るための組織のため、多くはコミュニティ(町会、自治会など)の単位で結成されています。活動や、訓練などには積極的に参加しましょう。

地震が起きたそのとき

●家の中
テーブルなどの下に隠れて身を守る。余裕があれば身近にある座ぶとんや枕などで頭を保護する

●集合住宅で、玄関がふさがって避難できないときは、避難はしごなどを利用して、ベランダから脱出する

●デパート・スーパーなどの中
手荷物やかごなどで頭を守り、商品棚の転倒や商品の落下、ガラスの破片などに注意する

●エレベーターの中
地震時管制運転装置があれば自動的に最寄り階に停止します。停止しない場合はすべての階のボタンを押し、最初に停止した階で降りる

●閉じ込められた場合は、インターホンで外部に連絡をして救助を待つ

避難所に行く前に

地震や地震に伴う火災により、家屋が倒壊する危険がある場合で、自分の家で生活できないときに、避難所へ行きます。その際には、できるだけ電気のスイッチを切り、ガスの元栓をしめて避難してください。

地震時に、停電になったからといって、使用中の機器等のスイッチやブレーカーを切らずに避難すると、のちに送電が再開したときに火災の原因となることがありますので注意しましょう。このような火災を、「通電火災」といいます。



区の震災対策事業の一例

防災センター(地震の科学館)

北区防災センターは、国の「防災基地モデル建設事業」の一環として、昭和59年11月に開館しました。平成22年9月にはリニューアルを行いました。地震体験、初期消火訓練、煙体験など個別の訓練・体験のほか、防災講演会、自主防災組織のリーダー研修、ボランティア研修なども実施しています。なお、団体で利用する際は、予約してください。



休館日：毎週月曜(月曜が祝日の場合は、火曜も休館) 祝日(ただし祝日が土曜の場合は開館)・年末年始

建築物の耐震化に関する事業

木造民間住宅耐震診断士等派遣事業

昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の木造住宅を対象に耐震診断士を派遣し、耐震診断を無料でを行っています。

木造民間住宅耐震化促進事業

昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の木造住宅の所有者に対して、費用の一部助成を行っています。

- ①耐震補強設計に要した費用の3分の2の額(限度額20万円)
- ②耐震改修工事に要した費用の3分の2の額(限度額50万円)
- ③建替前の建築物の耐震改修工事に要すると想定される経費相当額の3分の2の額(限度額100万円)
- ④耐震シェルター等設置工事に要した費用の10分の9の額(限度額27万円)

緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

大規模な地震が発生した際に、救急救命活動や復旧・復興に重要な役割を果たす幹線道路(環状7号線、北本通り、中山道など)を緊急輸送道路として指定しています。平成23年4月から、緊急輸送道路沿道建築物のうち、昭和56年5月31日以前に建築され、前面道路幅員の半分の高さを超える建築物の所有者に対し、費用の一部助成を開始しました。

- ①耐震診断に要した費用の5分の4の額(限度額100万円)
- ②耐震補強設計に要した費用の3分の2の額(限度額100万円)
- ③耐震改修工事に要した費用の3分の2の額(限度額3千万円)
- ※耐震診断士の派遣及び各事業の

助成を受けるためには一定の要件・条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。
※助成申請・決定など事前に必要な手続きをせずに契約・着手などを行った場合には、助成対象となりませんので、ご注意ください。

※これらの助成制度は、建築物の耐震性を保証するものではありません。
【申】所定の申請書(建築課建築防災担当にあり)に必要事項を記入し、所定の書類を添えて直接窓口へ持参
【問先】建築課建築防災担当(区役所第一庁舎7階)
☎(3908) 1240

●高額の耐震補強工事を目的とした耐震診断や住宅リフォームの営業にご注意ください
最近、電話や郵便で区役所などの公的機関に依頼されたように装い、高額な耐震補強工事を契約させられるトラブルが発生しています。格安もしくは無料で耐震診断を行うと言っている方に近づき、建物の耐震性がないまたは低いと不安をおもわれるものです。現在、区役所では、申し込んだ方以外に耐震診断の個別訪問は実施していません。公的機関と関係があるのかのように説明している業者には、くれぐれもご注意ください。

【問先】建築課建築防災担当(区役所第一庁舎7階)
☎(3908) 1240

東日本大震災の被災地及び被災者への支援担当について

東日本大震災による被災地及び被災者への支援を行うために、区では「東日本大震災被災者支援担当課」を設置しました。

【問】東日本大震災被災者支援担当課
☎(3908) 9036

●東日本大震災等のために北区へ避難している方の情報をご提供ください
北区へ避難されている方は情報を提供ください(ご提供は任意です)。情報を提供いただくと、総務省が構築する「全国避難者情報システム」により、避難前にお住まいの県や市町村から、見舞金等の各種給付の連絡、国民健康保険証の再発行、税や保険料の減免・猶予・期限延長等の通知など、様々なお知らせをお届けできるようになります。

●内容
・避難されている方のお名前、生年月日・性別
・避難前の住所
・避難先の情報
●受付場所及び方法
・東日本大震災被災者支援担当課(第一庁舎2階16番)
・各区民事務所(王子・赤羽・滝野川)
窓口に、情報提供書面を用意しています。

※「全国避難者情報システム」について
東日本大震災等により、多くの住民の方々が全国各地に避難しており、住所地(避難する前のお住まい)の市町村や県では、避難した方々の所在地等の情報把握が課題となっています。

そこで、総務省では、避難された方から避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意に提供いただき、その情報を避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行う「全国避難者情報システム」を構築することとしています。

【問】東日本大震災被災者支援担当課
☎(3908) 9036

水防シーズン到来

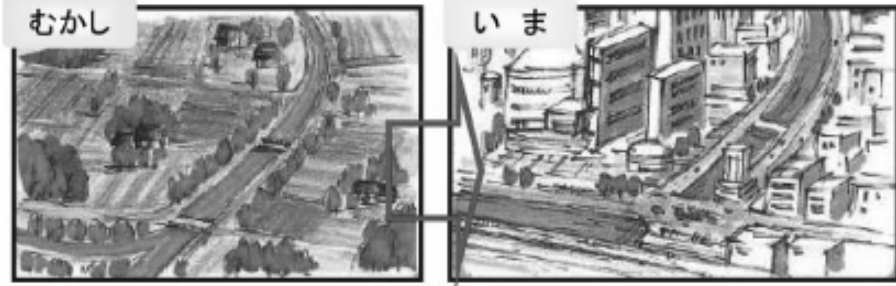
近年、「ヒートアイランド現象」「地球温暖化」が原因といわれる「集中豪雨」や狭い地域に短時間で強い雨が降る「局地的豪雨」が発生しています。これから、雨の季節を迎えるにあたり、水害の基本知識、大雨への区民の皆さんの備え、区の対策事業について、お知らせします。

水害の基本知識

・都市型水害

水害の原因には、河川の氾濫や堤防の決壊による「外水氾濫」と、地域に降った雨が下水道の処理能力を超えて地表にあふれることによる「内水氾濫」があります。

特に都市部では、地表がコンクリートやアスファルトなどで覆われ雨水が地下に浸透しにくいいため、内水氾濫が発生しやすくなっています。このような都市部で発生する水害を「都市型水害」と言います。



(イラスト：『雨水浸透施設助成制度のご案内』)

以前は、家も少なく田畑や森林が多かったため、雨水のほとんどが地中に浸透したり、自然界の中で貯留されていました。

最近では、家やビルが建ち並び、道路や駐車場もコンクリートやアスファルトなどで覆われているため、降った雨が一挙に下水道や河川に流れ込み、水害が発生しやすくなっています。

・水防月間

国土交通省は、水害から国民の生命と財産を守るため、毎年5月を水防月間としています。水防の重要性や基本的な考え方を、皆さんにご理解いただくことで、水害の未然防止と軽減を目指しています。



(イラスト：水防シンボルマーク)

水防シンボルマークは、水防の重要性を周知し、さらなる水防思想の高揚を図るため、「水防月間」創設20周年を記念して平成19年に制定されました。

水防活動は一致団結が大切なことから、人々が協力し、そこから発揮されるパワーで迅速に土のうを積み上げていくイメージをデザイン化しています。

・浸水対策強化月間

東京都下水道局は、6月を浸水対策強化月間と定め、降雨時の生活を守るため下水道施設の点検などをを行います。

区民のみなさまにできる備え

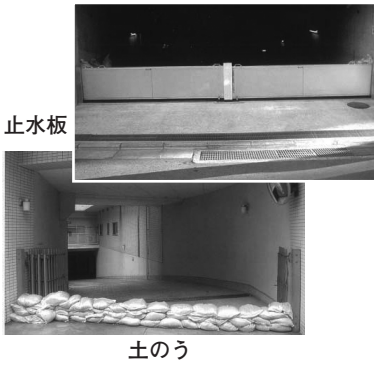
・水害へ備えましょう

洪水ハザードマップを確認しましょう（北区ホームページからダウンロードできます）。避難所まで実際に歩いて、避難経路を確認しましょう。



東京都北区洪水ハザードマップ

●地下・半地下施設は排水設備の点検を行い、土のう・止水板を用意しておきましょう。
区では、浸水対策のため、土のうを配布しています。急な雨のときは配布が困難なため、早めの連絡をお願いします。

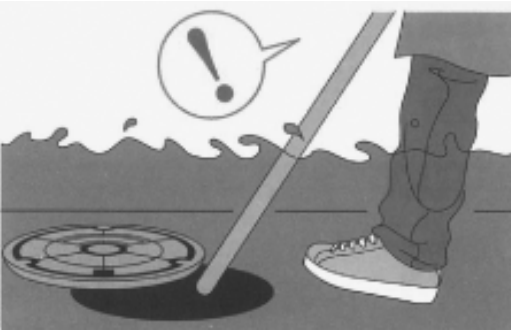


対区内在住、在勤の方
申電話申込（配布希望日の3日前までに氏名、住所、電話番号、個数をお伝えください）
問先 道路公園課公園河川係
☎(3908) 9275

・注意しましょう

●マンホール
大雨によりマンホールのふたが外れることがあります。危険ですので近寄らないでください。ふたが外れているのを発見したときは、東京都下水道局へ連絡してください。

●道路にたまった雨水を流すために、マンホールや汚水ますのふたを開けることは、非常に危険ですのでやめましょう。



(『水害のないまちづくり』東京都総合治水対策協議会より)

●地下施設への浸水

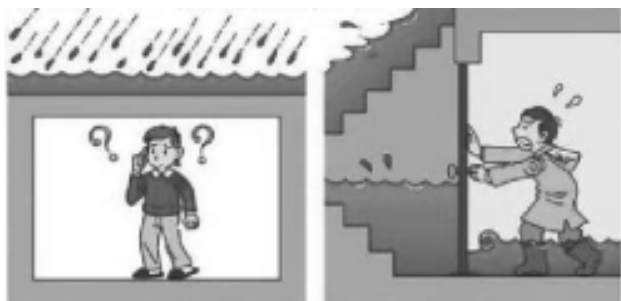
地下室では外の様子が分かりません。洪水により一気に水が流れ込んだり、水圧でドアが開かなかつたりすることがあります。

●豪雨時は利用を控え、浸水の恐れがあれば、速やかに地下や半地下の場所から避難しましょう。また、施設を管理している方は、浸水時の緊急対策や避難誘導方法などを決めておきましょう。

●半地下式車庫
豪雨時には利用を控えましょう。また、日ごろから排水設備の点検を行います。



(『東京都北区洪水ハザードマップ』より)



●多量の排水
大雨のときは、洗濯や風呂の排水などを控えましょう。下水が逆流する場合があります。



(『水害のないまちづくり』東京都総合治水対策協議会より)

●河川の急激な増水
気象情報に注意し、大雨・洪水の注意報が発表されたときには、河川内、河川敷や緑地（音無もみじ緑地、あすか緑地など）への立ち入りは避けるようにしましょう。たとえ晴天であっても、河川の上流域での集中豪雨により、あつという間に水位が

●避難するとき
上昇する可能性があります。ひざ下程度の水深でも安全な避難は困難になるため、屋内の高い場所に移動しましょう。また、移動の際は溝、水路やふたの外れたマンホールなどに転落しないように注意しましょう。



●車に乗っているとき

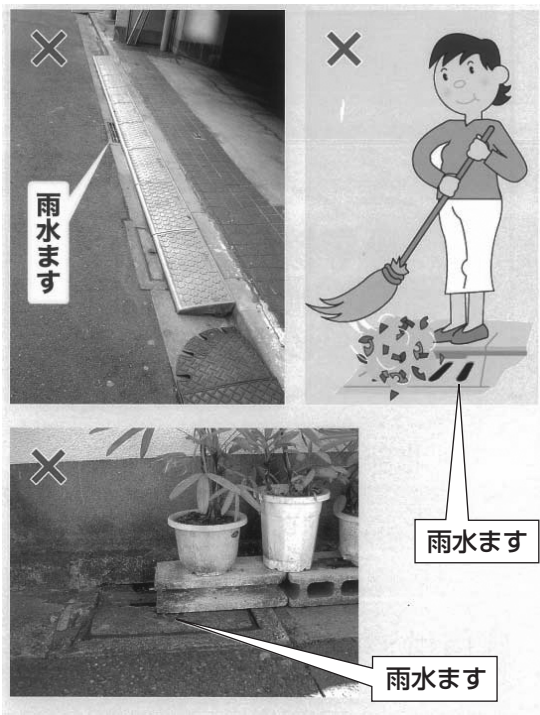
ブレーキが利きにくくなった、濁流に流されたりする危険があるため、少しでも高台に移動して停車しましょう。その際、緊急車両の妨げにならないよう駐車し、鍵はつけたままにしましょう。



・ご協力ください

●雨水ますの清掃
道路の端に設けられた雨水ますの取水口が詰まると、下水道に水が流れず、道路冠水や宅地の浸水被害の原因になります。区は、区道にある雨水ますを定期的に清掃しています。区民の皆さんも、雨水ますの周りに落ち葉などのごみが見られたら、清掃をお願いします。また、ますの中にごみを入れないでください。

●雨水ますの上に物を置かないでください
雨水処理を迅速にするために、雨水ますやL型側溝の上に車乗り入れブロックや植物のプランターなどの物を置かないようにしてください。



(『浸水ゼロ・安全・快適!下水道』東京都下水道局より)

メール配信内容

種類	内容
気象注意報・警報	大雨、洪水、大雪、雷の注意報、大雨、洪水、暴風、大雪の警報の発表と解除を配信
豪雨のお知らせ情報	北区内で1時間以内に豪雨(1時間に50ミリを超える雨量)が降ると予測したときに配信
土砂災害警戒情報	北区内における土砂災害警戒情報の発表と解除を配信
地震情報	23区で震度3以上もしくは、全国で震度5弱以上の地震が発生したときに配信
台風接近情報	23区西部に台風の暴風警戒域が、48時間前に入ることが予想されたときに配信
竜巻注意情報	東京都に竜巻注意報が発表されたときに配信
荒川河川洪水予報	荒川に氾濫の恐れがあるとき、国土交通省と気象庁が共同で発表する荒川洪水予報を配信 ※石神井川については、平成23年度から配信開始予定
緊急なお知らせ	大雨・洪水などの気象災害や地震などの災害が発生した時または災害発生のおそれがある場合に、北区から緊急のお知らせとして、避難勧告やその他の緊急情報を配信。
週末の天気予報	東京地方の週末天気予報を電子メールの配信確認を兼ねて、毎週金曜日のお昼頃に配信

・北区防災気象情報メール配信サービス

気象庁が発表する各気象情報や地震情報などを携帯電話やパソコンに電子メールで配信するサービスを行っています。

・ご利用上の注意

- ①ご利用の通信機器の状態や環境、各種の障害発生によりメールが届かない場合があります。
- ②当メールの登録料は無料ですが、受信料(通信料)や通信機器は自己負担です。
- ③携帯電話で迷惑メールの防止設定をしている方は、設定を解除するか kita-city@bousai-mail.jp からの電子メールが受信できるように設定を行ってください。

- ・登録方法
- ①メールアドレス entry-kita-city@bousai-mail.jp に空メールを送信

※メールアドレスの設定方法

上記アドレスを直接入力する・QRコードを、携帯電話のQRコード読み取り機能で読み取る

〈携帯メール配信登録用QRコード〉

携帯電話でQRコード読み取り機能を搭載している場合は、左記のQRコードをご利用ください。

※機種によっては、正常に動作しない場合があります。ご了承ください。



- ⑤「北区防災気象情報メールへの登録が完了しました」と画面上部に表示されれば、完了。

・北区防災気象情報サイト

北区の気象情報などをパソコンや携帯電話のホームページでも見ることができるようになりました。これは、メール配信システムに登録していない場合でも閲覧することが出来ます。

なお、この北区防災気象情報サイト内の情報を閲覧する場合には、メールアドレス同様、受信料(通信料)が必要です(自己負担)。

- ②登録用URLが返信されます
- ③登録用URLを、返信メール内にてクリック
- ④すると「北区防災気象情報メール利用条件・注意事項」と題された、利用条件が列挙されます。条件を確認のうえ、問題がないようであれば、「同意する」をクリックしてください

北区防災気象情報サイト用(携帯版)QRコード

携帯電話でQRコード読み取り機能を搭載している場合は、左記のQRコードをご利用ください。

※機種によっては、正常に動作しない場合があります。ご了承ください。



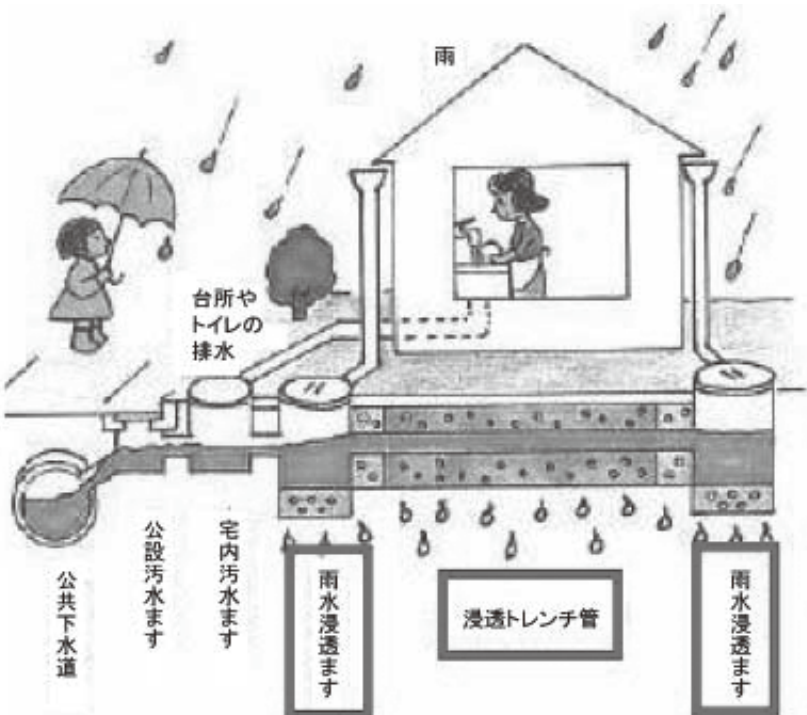
問 防災課防災普及係
☎(3908) 8194

区の対策事業

・水害対策助成事業

浸水被害の防止または軽減を図るため、次の施設を設置する場合に、設置工事費用の一部を補助します。いずれも事前にご相談ください。

- 雨水浸透施設(浸透ます・浸透トレンチ)設置助成
- 浸透トレンチとは、穴のあいた排水管であり、浸透ます間を



(イラスト:「雨水浸透施設助成制度のご案内」)

結び、雨水を地中に浸透させます。これらの施設は、雨水が河川や下水道へ直接流出するのを抑制し、大雨による浸水・洪水被害を軽減します。

〔交付対象〕敷地面積が50㎡未満の個人が所有する住宅

〔対象施設〕雨水浸透トレンチおよび雨水浸透ます

〔助成金額〕予算の範囲内で、1件40万円を限度。

※区が定める標準工事費単価により設置数量を乗じて得た額または、実際に工事にかかった額いずれか小さい額

問 道路公園課河川係
☎(3908) 9275

雨水貯留槽(タンク)設置助成
雨水をためて、樹木の水やりなどに利用できます。

〔交付対象〕区内に住居を所有する個人

〔対象施設〕建築物の屋根に降った雨水を一時的に貯めるタンク

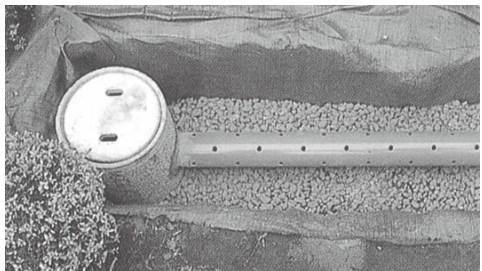
〔助成金額〕予算の範囲内で、

①雨水貯留槽設置工事(消費税込)の2分の1の額 ②1台に

つき上限2万5千円(100円以下切捨て)、③設置対象台数は2台まで

問 道路公園課工務係

☎(3908) 9213



雨水浸透トレンチと浸透ます

(イラスト:「浸水ゼロ・安全・快適!下水道」東京都下水道局)

・雨水流出抑制指導要綱について

敷地面積500㎡以上の施設を新築または大規模改修するときは、雨

なもの

〔助成金額〕予算の範囲内で、

①止水板設置工事(消費税込)の2分の1の額 ②1つの建物につき上限50万円(1千円以下切捨て) ③1つの建物につき1回まで

問 道路公園課工務係
☎(3908) 9213

水流出抑制施設を設置することが定められています。なお、500㎡未満の敷地についても同様に協力ください。抑制施設設置にあたっては、計画書を提出していただきますので、事前にお問い合わせください。

問 道路公園課河川係
☎(3908) 9275

防火防災標語について

平成23年度東京消防庁防火防災標語の最優秀作品に、区内在学の佐藤晴菜さんの作品が選ばれました。

作品は次のとおりです。

「守りたい 防火の心で みんなの笑顔」

防火防災標語とは、「日常の火災を防ぐ標語として、家庭や

職場における日常の火災予防について呼び掛けるものです。今回、平成22年度の募集では、8千195点の応募作品があり、佐藤晴菜さんが見事最優秀作品に選ばれました。

佐藤さんの作品は、平成23年度および24年度の防火標語として使用され、東京消防庁ホームページ、パンフレット、ポスターなどで活用されます。

問 王子消防署予防課
☎(3927) 0119

王子消防署 遠藤署長より授与(成立学園高等学校にて)



花川区長へ受賞報告(北区役所にて)